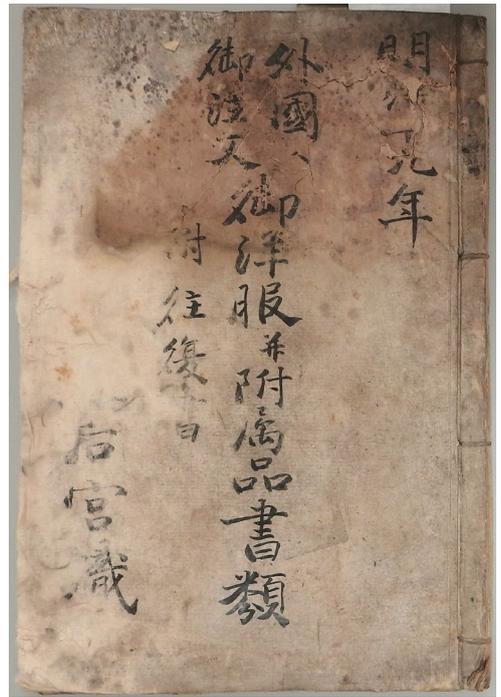
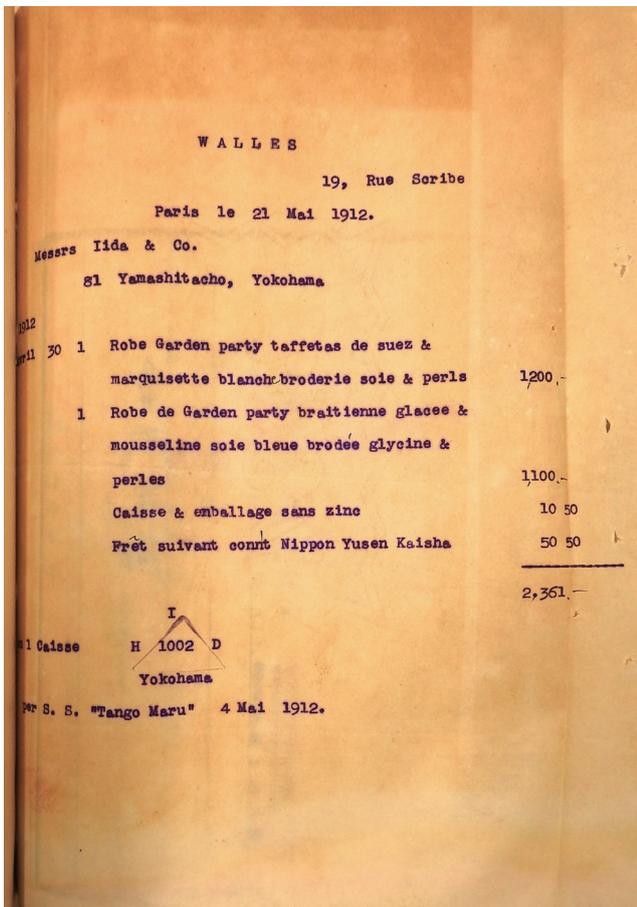


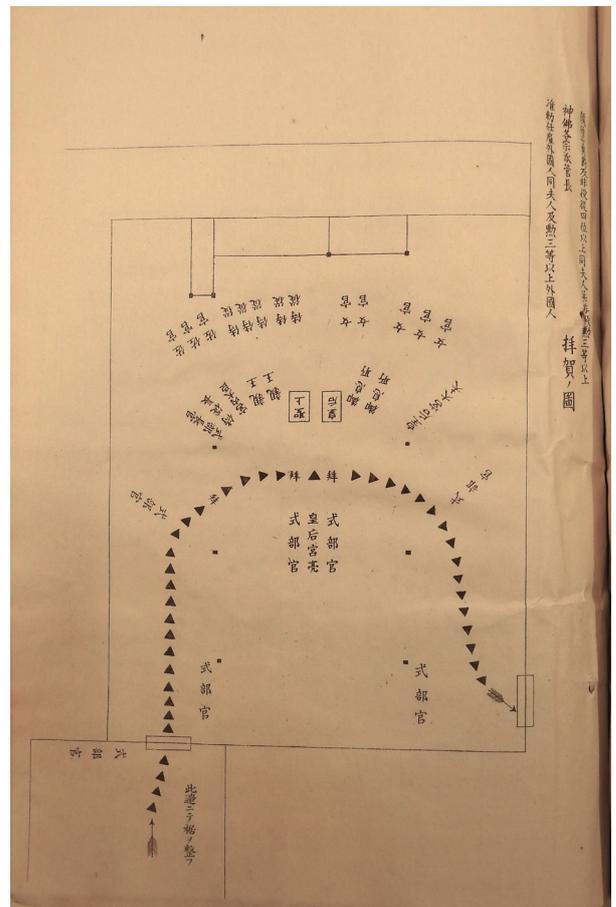
【石井 口絵2】明治19年、ドイツからの洋装品購入の内訳（部分）。邦文・左から3番目の品目にマントー・ド・クールが含まれる（前掲「明治十九年 外国へ御注文 御洋服并附属品書類 附往復書」）



【石井 口絵1】昭憲皇太后のマントー・ド・クール等の会計記録（皇后宮職「明治十九年 外国へ御注文 御洋服并附属品書類 附往復書」、「香川家史料」No.155-2-1〈学習院大学史料館蔵〉）



【石井 口絵4】パリの洋服店Walles発行の明細書（明治45年5月21日付、皇后宮職「明治四十四年 重要雑録2」宮内公文書館蔵、識別番号24766-2）



【石井 口絵3】明治20年新年拝賀の図（御内儀掛・皇后宮職「自明治十二年至明治廿二年 典式録」宮内公文書館蔵、識別番号29684）

昭憲皇太后の大礼服と洋装品の購入

—香川家及び皇后宮職の関係史料から—

石井 裕

はじめに

いわゆる「宮中の洋装化」には、明治五年の男子宮廷服、同十九年の女子宮廷服という二つの画期が存在する。前者が御正服を着用した明治天皇、後者は洋装大礼服（マントー・ド・クール）を着用した昭憲皇太后に象徴され、その姿は行幸啓や巡幸啓のほか、御真影や錦絵という形で国内外に周知された^①。一国の最高権力者とその正妃が、近世以前の伝統的な装束から欧州帝室に倣った洋装の礼服等へと装いを変える。その革新性は、国外に対しては欧米列強に比肩する近代化（欧風化）された帝室及び国家イメージの発信に繋がり、国内に対しては西洋をモデルにした近代化政策の象徴として、国民を主導する役割が期待されたであろう。特に明治十九年の改革は、憲法制定と国会開設を控えた時期であり、欧米列強に対して近代的な国家体制の成立を誇示する効果が期待された。当時の首相兼宮相伊藤博文や外務次官青木周蔵、そして皇后宮大夫香川敬三といった「宮中の洋装化」を推進した指導者たちは、その変革の政治的な影響力の大きさを理解していたといえるだろう。

近年、皇后（昭憲皇太后）をはじめとする女子宮廷服の洋装化に関する研究が進展している^②。それら一連の研究の基幹史料の一つが「香川家史料」（学習院大学文学部史料蔵。令和六年四月から同大学史料館へ移管）である。同史料には、長く皇后宮大夫を務めた香川敬三と、その長女で皇

後の通訳兼洋装担当であった女官香川志保子の関係史料が多く含まれており、明治期宮中の動向を研究する上での好史料となっている^③。また、注目されている大聖寺所蔵の昭憲皇太后着用大礼服に関する研究修復元プロジェクトに代表されるように^④、現物資料と文書史料の双方から研究が進展しているのも本分野の特徴である^⑤。

しかし、女子宮廷服、殊に皇后のドレスや洋装品等に関しては、現存する現物及び関係の文書史料が少なく、その全容に関しては不明な点が多い。近年では、皇后の大礼服等をめぐって「国産か、欧州製か」といったことが議論になるが^⑥、この点に関しても、何年から（または何年まで）、どのような発注の仕方（服地と刺繍・縫製の別、発注ルート等）で、どの業者に制作を依頼したか、毎年発注する御用品中の日本製と欧州製のドレスの比率がどれくらいか、といった基本的なことも、現時点で知り得る情報は少ない。また「国産か、欧州製か」「欧州製から国産へ」といった単線の対立軸でこの問題を捉えるのではなく、本稿で確認するように、明治末年においてもフランス・パリでドレスや洋装品等を購入していることから、宮内省、特に洋装担当者がいかなる考えのもとで日本製と欧州製のバランスを図ろうとしていたか、その比率はどのように変遷したか、といったことを考察する視点が必要ではなからうか。

以上を踏まえつつ、本稿では、①明治十九年の皇后最初の洋装大礼服等のドイツ発注、②同十九〜二十年の皇后御用品の欧州での購入、③同四十三〜五年における皇后御用品の欧州発注または欧州での購入、の三点

について、香川家及び皇后宮職の關係史料を中心に見てゆく。いずれも直近の史料調査の成果であり、皇后御用品の欧州発注または欧州での購入に關する従来の知見を補完、修正するものである。ただ、本件に關する調査は未だ限定的であり、特に明治二十年代後半から三十年代の状況を把握しきれないこと、そのため本稿で示す知見に關しても、今後の史料調査を踏まえた上での更なる検証が必要なことを予め付記しておく。

一 皇后最初のマントー・ド・クール

昨年、学習院大学史料館に新たな香川家關係史料が寄贈された。同史料は香川家の分家筋に伝来したもので、私信の多い、すでに学習院大学文学部史学科に寄贈された「香川家史料」とは異なり、皇后宮職の公文書が多く含まれることが特徴的である。その中に、明治十九年七月、ドイツ・ベルリンの裁縫店マックス・エンゲルに発注した皇后の洋装大礼服（マントー・ド・クール）等と、皇室御用の金工師レオンハルト&フィーゲル商店に発注した宝飾品に關する皇后宮職の會計記録（簿冊）が含まれていた。簿冊の表題は「明治十九年 外国へ御注文 御洋服并附属品書類 附往復書」（口絵1・2、以下「注文」）である。おそらく、総額一五万四千元余という多額の出費に加え、支払いに際して若干の過誤が生じたこともあり、発注から支払までの金銭の流れを記録として残したものであろう。また同簿冊中、在ベルリンの臨時代理公使品川弥二郎から敬三に送られた勘定書に「明治三十二年ノ相場ニ換算スレバ」等の朱書きの付箋が複数あることに鑑みると、翌三十三年五月の皇太子御婚儀に向けて、皇太子妃節子の洋装品を準備する際の参考資料として敬三が手許に置いていた可能性も考えられる。いずれにせよ、従来不明な点の多かつた昭憲皇太后の最初の大礼服等の購入に關する細部を補完する好史料であり、水損の跡が甚しく判読が難しいところも多いが、同史料で得られた知見を加え、改めて日本の皇后として初めて洋装大礼服で臨んだ明治二十年の朝拝（口絵3）に至

る過程を見ていきたい。

皇后の大礼服購入の動きは、明治十九年七月に始まった。前月の六月二十三日に女子宮廷服の洋装化が伊藤博文宮相から通達され、皇后の通常礼服を「本邦人」に発注して調製した後、七月三十日に華族女学校卒業証書授与式に皇后が初めて洋装で臨席した。その準備過程において、七月十九日に敬三は品川公使に「皇后宮御手許御用物品御買上」につき外務次官青木周藏夫人エリザベートへ依頼したので、ベルリンの商店から代価請求があった場合、フランス・リヨンの日本正金銀行支店から資金を引き出して支払ってほしい、同店へはフランス貨幣五万フラン（日本銀貨で約一万三千元）を貴官から払い込むべき旨を申し遣わした、と伝えてい（「注文」）。後述するが、この時は大礼服やダイヤモンド・ティアラ等ではなく、腕輪や指輪等の宝飾品の購入を依頼したようである。その後、同二十五日付で伊藤が敬三に書翰を送り、青木次官と相談したが今後は平常服のみでなく礼服も必要となる、十二〜三万円で洋装品を一通り揃えたいと思うかどうか、と伝え、いよいよ大礼服等の発注に動き出した。二十七日付の伊藤宛書翰で青木は、先夜お話し「皇后陛下御需要之注文品」は欧州発注がよい、十二万円の逆為替に關し品川公使か正金銀行へご指示を、発注なら妻エリザベートの兄クラウスにも委任状を出してほしい、急ぎ決定しなければとて「正月之御用」に間に合わない、「皇后陛下御首御領之寸尺」が分からねば発注できないが、妻へ謁見の御内意はあるのか、等と具体的な対応を迫っている。明治二十二年度の大礼服のドイツ発注では、フォン・モール妻ヴァンダへの依頼から納品まで約七か月を要したことに鑑みて、同年の発注はあまりにも時間がなかった。恐らく伊藤や青木の案に敬三も賛同したのであろう。敬三は同三十日付で青木に「皇后御用西洋服并西洋飾品等」を代金十三万円で購入依頼し、あわせて女官（典侍）高倉寿子と室町清子の宮廷服も一万円での購入を依頼した。同時に品川公使と日本正金銀行リヨン支店に対し、先便の「皇后宮御手許御用物品御買上」に加え、「御服御飾具等」も青木夫人に依頼したことを伝え、日本通貨十四万円相当の支払につき指示を送っている（「注文」）。

この時、大礼服や洋装品等はベルリンの裁縫店マックス・エンゲル、宝飾品は帝室御用の金工師レオンハルト&フィーゲル商店に発注された。七月十九日付の品川への通信に「御地之商店」とあるので、宝飾品に関しては、この時すでにレオンハルト&フィーゲルへの発注が内定していた可能性も考えられる^④。両店に発注された御用品は約二か月後の十月に完成した。十月九日付の品川公使から敬三への通信文は、注作品は調製及び廻送済み、運搬費も含めた勘定書（代金四二万二六九一マルク七五ペニヒ）を送る、逆為替を組んで敬三宛に送った、等と伝えている（「注文」）。既述のように、明治二十二年度のゲルソン商会への発注の場合、依頼から約半年後に大礼服が完成したとみられるので、単純比較になるが、かなりの速成であったことがわかる。注作品の完成を受け、ドイツ・ベルリンの地方紙「テルトウ・コミュニティ新聞」や「ベルリナー・ターゲブラット」が日本の皇后の大礼服や宝飾品の発注とその詳細を伝え、井上勝之助夫人末子や品川弥二郎夫人静子による同店で展示された皇后の大礼服の見聞が志保子の書翰や谷干城の日記に記された。志保子が「皆々申事ニ独乙へ衣服ヲ詠候トハ弥ラ敷事ト申居候、独乙ハ衣服之風第一ニ悪敷所ト申居候、世界一ハ仏国、次ニ英国ナリト申候^⑤」と敬三に伝えたのもこの時期である。大礼服等のドレスや宝飾品の詳細は、新聞報道ながら既述のドイツ紙に記されているが、先の品川の十月九日付通信文には勘定書と領収証の内容が記されており、各注作品とその金額が判明する点で大変興味深い。

まずは勘定書の内容を確認しよう（「注文」）。

勘定書

一 独貨三十四万二千麻也

是ハ皇后宮御服ダイヤモント御飾^⑥調製

代価 但別紙第一号ノ領収証之通り

〔上部付箋朱書「十二月三日払済／第一」〕

一 独貨二千四百〇三麻七拾五布也

是ハ右^⑦飾具東京迄^⑧海上保険料（八分ノ五割）

但第二号領収証書之通り

〔上部付箋朱書「〇〇〇払済」〕

一 独貨六万九千六百六十五麻也

是ハ^⑨裳調製代価并運搬費

但第三号領収証書之通り

〔上部付箋朱書「十二月十六日払済／第三」〕

一 独貨貳千六百二拾三麻也

是ハ同同断 但第四号領収証書之通り

一 独貨參千麻也

是ハ室町典侍衣服調製代価

但第五号領収証書之通り

一 独貨貳千五百麻也

是ハ高倉典侍衣服調製代価

但第六号領収証書之通り

合計独貨四拾貳万千六百九拾壹麻七十五布也

右之通り

〔〇〕は水損等、〔一〕内は筆者補注、以下同

レオンハルト&フィーゲル（「皇后宮御服ダイヤモント御飾^⑥」調製代価）三万四千二百〇〇マルク、日本銀貨で一〇万七千九百九十一錢、ロイド社（「海上保険料」二万四千〇三マルク七五ペニヒ、日本銀貨で四万七千七百一十一錢）、マックス・エンゲル（「御衣裳調製代価并運搬費」大礼服含む）六万九千六百六十五マルク、日本銀貨で二万一千八百九十九錢五厘、「同断」二万三千マルク、日本銀貨で八千九百二錢七厘、「室町典侍衣服調製代価」三万〇〇〇マルク、日本銀貨で九千三百六十五錢五厘、「高倉典侍衣服調製代価」二万五千〇〇〇マルク、日本銀貨で七万八千四百八十八錢）で、総額が四万二千六百九十一マルク七五ペニヒ、日本銀貨で一三万二千八百四十八錢である。欧文の領収証（写し）をみると、レオンハルト&フィーゲルは十月十四日付、ロイド社は同二十五日付、マックス・エンゲルは十一月付で領収証を出してお

表1 皇后御用品内訳

1-1 レオンハルト&フィーゲル (10月9日までの発送分)

品目	箇数	備考	銀貨 (円・銭・厘)		独貨 (マルク・ペニヒ)	
冠	1個	但し大金剛石1個、金剛石星9個、大型金剛石9個付	47017	660	150000	0
胸飾金剛石		但し3条、留め飾共	56420	479	180000	0
胸飾金剛石	2個		3447	918	11000	0
腕輪〔金製〕	4個		313	447	1000	0
小計			107198	910	342000	0

1-2 ロイド社 (10月9日までの発送分)

保険料			476	710	2403	750
-----	--	--	-----	-----	------	-----

1-3 マックス・エンゲル (10月9日までの発送分)

宮廷服〔Courrobe〕、扇、手布、コルセット、手袋		(付箋朱書) 此内二大礼服アリ、金剛石入金属等大礼服ニ属シタル飾品アリ	20859	955	66000	0
税、運送費			1000	330	3165	0
空色服〔Blaues Costium〕、帽子、上着			410	878	1300	0
嵐色服〔Blaues Costium〕、帽子、傘			284	454	900	0
足袋	4足		25	285	80	0
茶色服、上着、傘、帽		欧文には「Kiste Porto 運搬費」とあり、「茶色服」等は誤記か	29	710	94	0
電信料			19	280	61	0
手袋			39	824	126	0
コルセット			15	803	50	0
上箱			3	793	12	0
小計			22689	310	71788	0
室町典侍分〔宮廷服 (Courrobe)、コルセット、手袋、靴下足袋〕			936	575	3000	0
高倉典侍分〔宮廷服 (Courrobe)、コルセット、手袋、靴下足袋〕			780	480	2500	0
小計			1717	550	5500	0

1-4 マックス・エンゲル (12月16日までの発送分)

昼服〔Yerg Mantel〕			302	644	1000	0
〔フリル〕	16メートル		14	527	48	0
襦袢〔シフォン〕	12枚		60	529	200	0
浴服〔股引〕	12枚		54	476	180	0
フラネル小服	4着		36	316	120	0
髪結節ノ上着	2着		33	291	110	0
バチスト手布	18枚		34	501	114	0
肉襦袢カ〔下袴〕	2枚		7	869	26	0
同	1枚		3	632	12	0
同	1枚		4	237	14	0
同	1枚		5	448	18	0
同	1枚		6	530	20	0
手袋	18掛		81	714	270	0
同	2掛		10	895	36	0

品目	箇数	備考	銀貨 (円・銭・厘)		独貨 (マルク・ペニヒ)	
同	6掛		32	686	108	0
足袋	1足		4	842	16	0
空色服〔淡緑色服カ、□□□ Toilette〕			605	288	2000	0
足袋	1足		4	842	16	0
赤色服〔Wolfn Toilette〕			453	966	1500	0
足袋	1足		4	842	16	0
薄緑色服〔空色服カ、Hellblau Toilette〕			817	139	2700	0
足袋	1足		4	842	16	0
対客服〔Audienz Toilette〕			605	288	2000	0
足袋	1足		4	842	16	0
白服カ〔平常服、Grüidtoilette〕			181	586	600	0
足袋			4	842	16	0
黄色服〔鶯茶平常服、Olive Haustoilette〕			302	644	1000	0
赤色晚餐服〔Rothe Dinestoilette〕			756	610	2500	0
足袋			4	842	16	0
鼠色青服〔鼠系緑色服、Grau grün toilette〕			605	288	2000	0
黒天鷲織服〔Schwarze sammettoilette〕			423	702	1400	0
夕用上服〔夜間上着、Abendmantel〕			332	908	1100	0
足袋	2足		9	685	32	0
税、郵送郵便費			180	430	594	900
小計		(付箋朱書) 但内三拾麻過公使へ照会	5996	860	19844	900
ブラシユ、ローテンスタイン		運搬委託費	295	330	977	700
通計			138644	175	442514	350

1-5 レオンハルト&フィーゲル(明治20年3月11日までの発送分)

御用品ベルリンより横浜まで運賃及び手数料			2129	760		
青木次官を経てベルリンへ御注文品17品代			13555	0		

1-6 総額(明治19～20年の発送分)

合計			154328	935		
----	--	--	--------	-----	--	--

註1 本表は、皇后宮職「明治十九年 外国へ御注文 御洋服并附属品書類 附往復書」(学習院大学史料館蔵)から作成した。

註2 表中の〔 〕は註1中の欧文領収証等に鑑みた筆者の補注、□は判読不能箇所である。

り、同時期には為替券での支払がすでに済んでいたことがわかる。

まだ発注品の廻送は続くが、ここで十月九日までに日本に発送された洋装品を確認しておこう。表1は、明治十九年のドイツへの発注品をまとめたもので、「注文」中の納品一覧を基に、欧文の領収証の内容を参考にし、修正を加えた。表1中の1-1-1-3が十月九日までの発送品であり、レオンハルト&フィーゲルが宝冠、ダイヤモンド・ネックレス（三条）、同ネックレス二本、腕輪四個、マックス・エンゲルが大礼服、空色服、鼠色服の三着のドレス及び洋装品等を納品したことがわかる（茶色服は「運搬費」の誤記か（後述）。宝冠と三条のネックレスは、昭憲皇太后の洋装の御真影で装着されているもので、宝冠は星形のダイヤモンド九個が取り外し可能、ネックレスも各条が小さなネックレスとして使用可能なものである（両者は代々「由緒物」として皇室で受け継がれている）。¹⁸⁾「ベルリナー・ターゲブラット」十月二十日付によれば、大礼服は四メートル以上の赤紫色のベルベットにロシア産セーブル毛皮が縁取られたトレーン、同じく赤紫色のベルベットのボデイス、ダッチェスサテンのスカートからなる。

同紙の報道に従えば、残りのドレスは「皇后の従姉妹である三人の王女」のものとも考えられるが、翌年の朝拝で洋装大礼服を着用した皇族妃は有栖川宮熾仁親王妃董子と同宮威仁親王妃慰子の二人である。²⁰⁾また茶色服は九四マルクと安価に過ぎ、欧文領収証の九四マルクの欄に「Kize Porio 運搬費」とあることから誤記と考えられる。残りの空色服と鼠色服についても、「Courrobe 宮廷服」と記載されておらず、金額（一三〇〇マルクと九〇〇マルク）も後送のドレス（平常服）とほぼ同額であることから、恐らく皇后の平常服であったと思われる。そのため、同紙報道中の「皇后の従姉妹である三人の王女」の「麦わら色のファイユ地」「淡い水色の重厚なベンガリン」「淡いピンクのダッチェスサテン」からなる三着の大礼服は、別会計の発注品と考えられる。

また「二人の女官」の大礼服は、「切れ長の眼をした女官」（高倉寿子か）が紫色のプロケードで織り出されたボデイスとトレーン、同じく紫色のダッチェス・サテンのスカート、もう一人の女官（室町清子か）が赤いサ

克蘭ボ色のダマスク織のボデイスとトレーン（マラブーの羽で縁飾り）、金色サテンのスカートからなる。後年になるが、明治二十二年五月十八日に皇后に謁見した英国公使夫人メアリー・フレイザーが、五、六名の皇后付女官が「淡い青や藤色やネズミ色のヨーロッパの縞子のドレス」を着用した姿を見て「とても長く裾をひくもので、今のヨーロッパでは着られなくなった形です」と述べ、同年十一月に参内した時にも、高倉寿子が「いつも董色か藤色の衣装」、室町清子が「ふつう、淡い紫を帯びた灰色の縞子の衣服」を着用し、「若い女官たち（志保子や北島以登子、山川操ら）は、淡い青やウグイス色、ピンクに近い灰色などを愛用」する、と伝えている。²¹⁾現存する明治期の女官のドレスにも共通するが、その色合いは淡い青や紫、鶯、灰色等の淡色系が多かったようだ。

さて、以上に鑑みると、十月九日までの発送品は、翌年の朝拝で使用する御用品等を中心に急ぎ制作させ、廻送させたものと考えられる。この後、十一月にマックス・エンゲルから昼服、空色服、赤色服、薄緑色服、対客服、白色平常服、黄色（鶯茶）平常服、鼠色青服（鼠系緑色服）、黒天鷲織服、夕用上服（夜間上着、イブニングコート）等を含む洋装品（総額一万九八四四マルク九〇ペニヒ、日本銀貨五九六円八六銭）の納品があり、翌二十年三月にはレオンハルト&フィーゲル制作の「青木次官ヲ経テ伯林へ御注文品十七品」（腕輪、指輪等）が発送された（「注文」）。後者は、かつて送金された仏貨五万フランから逆為替を組んだ（明治二十年三月十一日付駐ドイツ臨時代理公使小松原英太郎の通信文、「注文」とあるので、最初に青木夫人エリザベートを通じて発注された十九年七月十九日付通信文の「皇后宮御手許御用物品」に相当するものとわかる。これら後送の洋装品は、朝拝以降、日々の活動の中で皇后が使用するものが中心であったと考えられよう。

以上の内容を総括する。明治十九年七月十九日、青木周蔵外務次官の妻エリザベートを通じてドイツ・ベルリンに宝飾品（腕輪や指輪等）が発注されたが、翌年の朝拝で着用する大礼服等の必要に迫られ、同三十日に再びエリザベートに依頼し、ドイツ・ベルリンの裁縫店マックス・エンゲル

と帝室御用の金工師レオンハルト&ワイエル商店に皇后と女官(室町清子と高倉寿子)の大礼服や宝飾品等が発注された。その発注品は、先ず朝拝で使用する大礼服及び洋装品等が十月九日までに急ぎ発送され、続いて朝拝以外の場面での使用が想定されるものとして十一月頃にドレスや洋装品、翌年三月頃に宝飾品が完成し、日本に発送された。その総額は、運送費や保険料等を含めて一五万四三二八円九三錢五厘(現在の七億円以上)に及ぶ。その金額の大きさをベルリンでの現地報道(ドイツの産業界への好影響、フランス・パリとイギリス・ロンドンへの対抗意識等)、志保子が伝えた「なぜファッションの先進地パリではなくベルリンへ発注するのか」という欧州での反応に鑑みると、日本の皇后初となる大礼服等の発注は、服飾技術や流行等の要素よりも、明治政府が近代化のモデルとしてきたドイツとの国際関係を重んじた国策決定であり、その際、政府関係者が有するドイツとのパイプが有効利用された、という背景が見えてくる。「近代化された日本の皇后像の発信」という点から考えても、その近代化がドイツとの深い関係のもとに実現した、というストーリーは、時の政府要人にとって深く首肯できるものであったといえるだろう。

二 欧州での洋装品購入——三宮義胤書翰から——

ドイツ・ベルリンに皇后の大礼服等が発注されたのと同時期、明治十九(二十年には欧州で皇后のドレスや洋装品の現地購入が行われていた。明治十九年十月渡航の小松宮彰仁親王夫妻に随行した同宮別当三宮義胤とその妻八重野(イギリス人アリス)に委託して、フランス・パリ等で皇后御用品が購入されていたのである。この時、八重野と共に購入にあたったのが香川志保子であり、ドイツ偏重になりすぎない、宮内省関係者のバランス感覚を示すものとして、その動向を志保子の書翰等から論じたことがある。それに対し、本章では在欧の三宮義胤から敬三へ宛てた書翰をもとに、同時期における欧州での御用品購入の様相を確認する。三宮書翰には、

志保子書翰に記載されていない情報も含まれており、御用品購入を考察する上での好史料となっている。当然ながら、その記述には、実際に御用品の選定にあたっていた妻八重野の見解が多分に含まれていることも考慮すべきであろう。

先ずは、明治十九年十一月二十一日にイギリス・ロンドンに到着し、英国皇太子への菊花大綬章奉呈式を無事に終え、フランス・パリへ出発する前日に敬三に出した書翰から見ていこう。

史料二一 明治十九年十二月十三日付、香川敬三宛三宮義胤(在ロンドン)書翰(「香川家史料」一一〇九八)

拜啓 陳ハ此度英太子へ菊花大綬章御渡シニ相成、愈々好都合ニ相運大慶此事ニ御座候、陳御令嬢御事、宮殿下御随行之事ニ相極り、明日御一同当地出立仏国へ罷越候間、御安心被下度候、当地之公使館ハ奇妙ナ人達ニ而御令嬢も御困難事多カリシ由(是ハ御同之)、陳又御内儀用之飾物、御意配ノ通り買求メ、当地Bataillon商(横浜ニ居ルベリツキノ兄弟也)ノ手ニ而貴官宛御届可致候間、左様御承知被下度候、右之内ハ皇后宮用御髪飾(是ハ日本ヨリ金剛石ヲ持參製造)、女官飾物、鷹司(順子、熙通)夫人用飾物、三条(治子、実美)夫人飾物、山県(友子、有朋)伯夫人飾物并ニ聖上御用之御釦(獸類水晶細工)三組ニ候間此段申上置候、聖上之分ハ侍従職へ御渡し被下度候、右買入直段書付等(鷹司、三条、山県、聖上ノ分除ク)并保險船積証書等ハ「ベリツキ」商より不日貴官宛ニ而差上候間、横浜ニ而無檢査通行外事課へ御下候故御落手被下度候、船貨は御地ニ而御払被下候事ニ可相成、何も取急キ此段申上候、早々拜具

十二月十三日 龍動 義胤
香川様

(傍線筆者、以下同)

志保子が小松宮夫妻に随行することが決まり、一同でパリに出発するのをご安心を、イギリスの日本公使館には「奇妙ナ人達」が多く志保子も困

難が多いと近況を伝えつつ、(ロンドンで)敬三妻須磨子の飾物を購入し、ベリック・ブラザー商会を通じて日本へ送った、その荷物の中には皇后の髪飾り、女官や鷹司・三条・山県各夫人の飾物、明治天皇のボタン(水晶細工)も含まれており、天皇分は侍従職へ渡すように、また購入代金の書付と保険証はベリックから敬三へ近日中に送られるはずだ、と述べている。また皇后の髪飾りは、日本から持参したダイヤモンドで調製したとあり、後年の大礼服同様、素材を欧州に持ち込んで制作するスタイルが同年の宝飾品購入で採られていたことがわかる。三宮は、別の書翰(十一月二十六日付、「香川家史料」一一〇九一)で、羅紗地の買い付けは多忙で未だ行っていないとも述べており、すでにロンドンで天皇皇后の御用品、女官や華族婦人らの洋装品の買い付けを行っていたことがわかる。同時期の志保子の敬三宛書翰には、八重野が青木周蔵妻エリザベートや伊藤博文妻梅子が皇后や女官の洋装の世話をすることに「悪口」や「やきもち」を焼いていたとあるので、イギリスでの洋装品購入にはエリザベートや梅子への八重野の対抗心という要素が作用したとも考えられる。次は、パリ到着翌日の書翰である。

史料二二二 明治十九年十二月十五日付、香川敬三宛三宮義胤(在パリ)書翰(「香川家史料」一一〇八九)

一 女官ヲ始メ其他之飾物送り方之事ハ過便一寸申上候処、船積証書并保險証書杯手許へ「ベリック」商より相廻シ候間、此度御廻シ申上候、品物ハ去ル十五日龍動發貴官之宛ニ而差出候様申来候間、御取ノ上御収査有之度候、飾物籠ノ中ニ一々直段付入有候間、御承知迄ニ申上候、山縣・三条・鷹司三夫人之分御座候間、御届方奉願候

一 当府ニ而 皇后宮御召并御手袋、其他女官之用品買上代金大ニ足り苦シク相成候間、今式三千円斗御廻付被下度奉願候、可相成ハ急ニ願度奉願候

香川様

巴里府 義胤

〔二白〕 観菊御宴も好都合ニ相済候旨、奏任官も出所、咤々御取込候事、
□□ 後も卅日英公使ブランケット夫人より書状到来、皇后宮之其西洋
□□ ヲ御召少ク若ク御見受申上候杯申越候
〔三白〕 此程葉月より独逸へ御配ニ相成候御服上等之分ハ当府ニ而出来候旨公館ノ者申居候、当地ノ女服ハ立派ノ事二候

皇后御用品等は十二月十五日ロンドン發で送った、しかし三宮らは同日にパリで皇后のドレスや手袋、女官の洋装品等を購入したため資金が大いに足りない、三千円ばかり送ってほしい、と敬三に懇願している。二白では、観菊会での皇后のドレス姿が若々しかったとイギリス公使ブランケット夫人から好評を得ていたことが書かれている。この記述も、欧州人から見た皇后のドレス姿の評として興味深い。三白では、この程ドイツへ依頼した「御服上等之分」は当府、つまりパリで完成したと公使館員(原敬か)が申していた、パリのドレスは立派だ、と述べている。この「御服上等之分」が具体的に何を指すのかは不明だが、いずれにしても、当時ドイツの仕立屋に発注した皇后等のドレスの制作地が実はパリだったという可能性があったことを、三宮の文言は示している。

次の書翰は、同じくパリから出されている。前段で、志保子は小松宮に御供して十二月四日にパリに到着した、小松宮の欧州巡遊に随行する覚悟であり誠に好都合である、今回のような機会であれば欧州大陸の巡遊は難しい、当地で「宮中女官之名刺」を製造した、(帰国後は)なるべく宮中に迎えるつもりなのでご安心を、と志保子の近況と今後について伝えた後、以下のように続けている。

史料二二三 明治二十年一月五日付、香川敬三宛三宮義胤(在パリ)書翰(「香川家史料」一一〇九七)

本年朝拜之節ハ 皇后宮ニモ西洋風大礼服御召被為遊候御事ト奉存候、是ハ唐ノ服制御模範以来之御更改ニ付、内外人之眼ヲ驚カシ候ナラン、女官・御息所・大丞方之夫人モ皆々ツレエンニ而拜賀御成候事

ト奉存候、嗚々御多忙不堪拜察候、只々遺憾ナルハ此盛事ヲ拜觀不致ノミ也

当地ニ而仕立為致候皇后宮ノ御服ハFromantと申有名ナル「プリンセス オフ ウェルス」ノ仕立ヤナリ、十分二氣付ハ仕候得共、何分一ノ形ヲ以テ仕立候迄ノ事故、御身ニ合候哉ト、只是ノミ神配ニ不堪、随分此仕立ヤハ高直ノ有名ナルモノ也、是ニ反シ兼テ白耳公使ノ世話ニ而小松宮御息所ノ服仕立候家ハ前ノ分ヨリハ一層大キク、品物モ余程宜敷、直段モ格全ニ候、是レモ埃国皇后ノ衣服、独逸ノ皇族揃仕立ヤナリ、各国トモ皇后ハ元ヨリ王族等ハ総テ巴府ニテ服ハコシラヘル也、英ノ如キモ太子ノ妃ハ巴利ニテ制作スル也、仕立ノ上手ハ迎モ他國ノ及フベキニ非ス

皇后宮ノ御服其他、御手袋・御傘・御袋足等、又女官ノ買物ハ総テ貴官宛ニテ差出候間、其内到着可致候、先便申上候金子三千円ハ何卒至急御送被下度、自然遅ク相成不止得節ハ、為替取組候積リニ候間、左様御承知被下度候

朝拜で着用した皇后の洋装大礼服は内外人を驚かせたことでしょう、これは唐の服制に倣った古代以来の大改革であり、その盛事を目撃できなかったことは遺憾だ、と述べており、皇后の洋装化に関して当時の政府官僚が「内外人」の視線を強く意識していたことを改めて確認できる。次段以降には、当地での皇后御服はFromant（マダム・フロマン）で仕立てた、イギリス皇太子妃アレクサンドラ御用達の同店は大変高額で有名、一つの型で仕立てたので皇后の御身に合うかどうか心配だ、一方でベルギー公使（ダヌタンカ）が紹介してくれた仕立屋はオーストリアやドイツの皇族の御用達で値段も品質もよい、欧州の皇族は皆パリでドレスを調製する、それは仕立ての技術が他国では全く及ばないからだ、皇后の御服と洋装品（手袋・傘・足袋等）は敬三宛に送った、先便で依頼した三千円は急ぎ送られたし、といった内容が書かれている。

同時期の志保子の敬三宛書翰でも、十二月十五日午後三宮八重野と共に

に仕立屋に行き、小松宮彰仁親王妃頼子のドレス発注に同行して洋服地と帽子を拝見した、頼子妃の大礼服は英貨で六百ポンド、装飾品は千ポンド以上で購入、「何とマー強気」な事か、とあり、十五日のショッピングに志保子も同行していたことがわかる。また別の書翰に、八重野に依頼した皇后の御服と洋装品を目録化して発送した、御服はイギリス皇太子妃御用達の仕立屋「マダムフロマンと申す者」に発注し、洋装品（帽子や銀色の靴等）も「皇后宮御用品目録書」と共に送った、八重野が申すには、もし今回お送りした皇后のドレスが御意に叶い、更に御用を申し付けられたら、今度は別の「英ノプリンセス御用之仕立屋」に発注しようと思う、仕立の技術も高く、小松宮妃頼子のボールドレス（舞踏服）を仕立てた店であり、それは実に見事な仕上がりだった、とあり、史料二二三の内容と一致する。つまり、ロンドンに続いてパリで御服と洋装品を購入し、ロンドン購入品は十二月十五日、パリ購入品は同二十八日頃に日本へ発送した、という流れが見えてくる。³¹⁾

さて、一月九日にパリを出発した後、しばらく該記事は見えないが、ロシアを経てベルリンに戻った後の五月十五日に、三宮は敬三に御用品購入について相談する内容の書翰を送っている。朝拜での皇后の大礼服に関する記述のみえる三月二十六日付の書翰と共に以下に掲げよう。

史料二一四 明治二十年三月二十六日付、香川敬三宛三宮義胤（在オランダ・ハーグ）書翰〔香川家史料〕一一〇九六

例之金子御送り出方ニ付御答畏入候、不叶時ハ逆為替差上候間、宜奉願候、何レ千五百円斗ハ為替取組申候より外無之ト相考候、龍勤公使挙動云々ハ、已ニ同国領事岡田又其他ヨリ外務大丞之向ニ申運候趣ニ御座候故、宮内大丞ノ耳ニ入可申と存候、
皇后陛下御大礼服モ一日ノ御間ニ合候旨、重畳之御手紙ニ御神配候御義と遠察仕候（中略）

二白 御令嬢より定而御承知も可有之、小松宮御旅行先独埃伊国等至而好都合ニ被引受、誠ニ「難有迷惑」ト云ハ入費ノ一点ナリ、交際上

ノ御都合ニ而置是微行ト申訳ニモ難有、ケチナことモセントスレハ在留ノ我公使ハ更ニ不評、時々進退相極リ夫是入費相嵩之、近日ノ内為替取組差送りし筈ニ御座候、此度桜井氏へ乍迷惑委細頼遣シ候、同氏も無々困却之事ト奉存候得共、何分一時之処ハ三井銀行等より借受候様御申談願度、我婦朝之上ハ如何様ニも所分相付可申、何も宜奉願候、尤モ今日アルことハ出發前ヨリ之覚悟、敢而驚愕ハ致シ不申候得共、帰国ノ上、金ノ出之処ノミ自唯金ノ神配仕居候
動龍府より送り出候品物は追々御落手之事ト奉存候

三月二十六日、小松宮夫妻はロシア・サンクトペテルブルクを訪れているが、三宮は別行動でオランダ・ハーグにいた。本書翰には、例の送金（敬三に依頼した三千円か（史料二一二）が叶わない時は逆為替で対応する、皇后陛下の大礼服が一日の朝拜に間に合ったのは重畳だ、と述べた後、小松宮彰仁親王が各国帝室に歓迎されるのはよいが、出費が増大して「ありがた迷惑」だ、と敬三に愚痴をこぼしている。三宮は、宮夫妻の服飾品の高額購入とあわせて予想はしていたがとしながらも、各国帝室との交際が多額の出費を伴うことを身をもって実感したようだ。別の書翰で三宮は、出費の多いことに「閉口々々」、宮内大丞から大叱りを受けるだろうから兜の用意が必要だ、と冗談を飛ばしている。⁽²⁶⁾

史料二一五 明治二十年五月十五日付、香川敬三宛三宮義胤（在ベルリン）書翰（「香川家史料」一一〇九二）

金子御送り被下六千円ハ「リヨン」ノ銀行ニ着し候旨申来り候得共、未タ一条家夫人〔実輝夫人良子か〕追増千五百円ハ承知不仕、未タ銀行より通知無之故ト存候、必ス間違ハ有之間敷、早速聞合可申候、御申越之訳ニ而ハ
六千円

内 三千円——小生ヨリ請求仕候分

式千円——女官飾物代ト一条家夫〔人〕ノ飾物代

千円——御令嬢ノ小遣
外二千五百円 是ハ一条家夫人飾物追増金
合而七千五百円

右之内、女官飾物代云々ハ更ニ御求メ候訳ヤ否至急御答奉願候、最早小生出立前ニ御託ヲ受候分丈ケハ過日到着、御答も被下候事ニ御座候、右之金子之内余計候ハ、御令嬢ナリ奥様ナリヘノ飾金剛石星相求ヘキ旨敬承候、必ス相当之品御令嬢ト御相談ノ上購求可仕候、又一条家夫人ノ分モ必ス相当之品相求メ可申候、十月初旬ニは欧州出立之見込故、夫迄ニハ御答相届可申ト奉存候、何ナリ御用向被仰付度候、将又自然御送附ノ金額余り候時ハ如何可致ヤ 皇后宮ノ御品物共相求メ可申哉、多分式千円位ハ余リ可申哉ト存候、何モ随分節儉相加ヘ居候、「パリス」ニ而今一揃皇后宮ノ御服御申付相成候而は如何、乍去最早十分御用意相成居候事ト奉存候得ハ日本ノ服ト異リ時々ハヤリ変り候故、或ハ御飾リ具共之方可然哉トモ奉存候、何モ至急御指令奉願候、右金子ノ余候ト申ハ別ニモれス、小生より請求仕候三千円之内千五百円斗は御令嬢之旅費御小遣ニ予算録有之訳之処、此度千円御小遣御送り相成候故斯申上候事に御座候、併シ實際幾分相余候哉不相分候間御含置被下度候、女官之「コセット」腹巻ハ不日送り出し可申候、荆妻（八重野）伯林ニ而申付居候
（傍点は原文ママ）

敬三は女官と一条夫人の飾物購入、志保子への小遣いと合わせて六千円の送金をしたようだ。同時に、一条夫人の追加購入費として千五百円が送金されることを伝えたが、三宮はそれを未だ承知していない、と答えている。また、残余金が出たら須磨子か志保子へ星形ダイヤモンドを購入するように、とも指示しており、香川家でも三宮の洋行という機をとらえて洋装品を揃えようとしていたことがわかる。⁽³³⁾更に、当初三宮が請求した三千円に志保子への小遣いが含まれていたことから、残余金で皇后のドレス一式をバリーで仕立ててはどうか、和服と異なり流行というものがあるので、或いは装飾品を購入してもよいか、と提言している。

また、女官のコルセットを近日中に送る、本件は八重野に申し付けた、とあり、ベルリン滞在中も洋装品の購入が行われていたことがわかる。同じくベルリン滞在中の志保子の敬三宛書翰（七月十八日付）に、過日、三宮八重野から「皇后様御用品」を送った際に、「香川宅」と記した箱三〜四個、他に三宮と三条家への荷物があるのでしかるべく御届けを、とあるもので、七月中旬頃に余剰金に関する判断をして御用品等の購入がなされたものと思われる。志保子は五月十一日〜九月三日の間にほとんどベルリンを離れておらず、八重野が単身パリに出向いたとも考えがたいので、この時の御用品の購入はベルリンで行われたと判断できる。³⁶⁾

以上、五通の三宮書翰を中心に欧州でのドレスや洋装品購入の状況を見てきた。皇后御用品に限れば、明治十九年十一月〜十二月にロンドンで洋装品、同十二月〜翌二十年一月にパリで御服（マダム・フロマンにて、通常服等）や装飾品、同七月にベルリンで洋装品を購入しており、その中心は三宮八重野で、志保子もその手伝いをしていた。元々パリでの購入がメインであったろうが、状況に応じて各国でバランスよく御用品の購入が行われたことがわかる。明治二十年以後も継続して欧州で御用品を購入すると考えた時、各国の店舗の状況を実見し、洋装品を実用の中で比較検討する必要があったとも考えられるだろう。また女官や華族婦人の洋装品の購入も多数依頼されており、女子宮廷服の洋装化初期における購入ルートの一つとして、宮内省関係の洋行者が果たした役割も大きかったことがわかる。

三 明治末期、欧州での御用品購入

皇后のドレスや洋装品等は、国産奨励の思召もあり、欧州発注から次第に国内業者への発注に移行したように考えられている。確かに、日本製ドレスや国産絹地等の使用といった試みが行われたのは事実だが、皇后御用品の購入リストから欧州製が消えることはなかった。恐らく毎年のように洋装品が欧州、特にパリで購入されたと思われるが、史料的な制約もあり

詳細は不明である。ただ、明治末年の皇后宮職の関係史料の中に皇后御用品が欧州で購入された記録があり、その動向を確認することができる。本章では、それらの史料を中心に、明治四十三〜五年の欧州での御用品購入の状況を見てゆく。

表2は、皇后宮職の関係史料から当該時期における欧州での皇后の洋装品購入の動きをまとめたものである。一見して、全てフランス・パリでの購入品とわかる。購入先は、宝飾品がマレ・フレール商会、手袋がガン・ペラン、服地等の素材がプランタン百貨店、貝細工（ヘアピン）がオーグスト・モレル、ドレスがウォルス（後述）で、同時期は主に駐フランス臨時代理公使安達峰一郎の妻鏡子が購入を担当していた。また、大正元年に駐フランス特命全権大使となった石井菊次郎も、赴任に際して四万円に及ぶ宝飾品購入を委託されたが、³⁶⁾同年九月三十日付敬三宛書翰で「皇太后陛下御買上品」は安達（峰一郎）参事官が携帯保管している、と伝えており、³⁷⁾実際には安達の妻鏡子が購入担当であったと考えられる。つまり、洋装化最初期と同様、外務省ルートによる洋装品購入が継続して行われていたのである。また、毎年ガン・ペランやマレ・フレール等の同一店舗から手袋や宝飾品が購入されている点は、安達鏡子ら直接の購入者や志保子ら洋装担当者の趣向や考えが反映されているだろうが、御帽子が主に横浜や東京の欧州人経営の店舗から購入されていたこととあわせ、年代ごとに皇后御用品の購入先がある程度決まっていたことを示唆する。更に、プランタンで毛織物等を購入している点は、既述の三宮がイギリスで羅紗地を買いつめたこととあわせ鑑みると、欧州製の生地を用いて国内で洋装品を制作した可能性も考慮できるだろう。

さて、明治四十五年六月十七日、二三六一フラン（日本銀貨で約九〇〇円）の御用御洋服二着を積載したマルセイユ発の丹後丸が到着した。荷受人が横浜飯田貿易店となっており、高島屋（四代飯田新七）が購入を請け負っていたと考えられる。その無検査通関を総務課長に求める皇后宮主事の文書（明治四十五年六月十五日付）が残っているが、同文書には皇后宮職宛の高島屋飯田合名会社東京店店長飯田藤二郎の通関証明願が添付され、次

表2 皇后御用品購入関係摘録 (1910-1912)

和暦	西暦	月	日	制作・発信	宛先	種別	購入品	代金	出典
明治43	1910	1	12	宝石商・マレ・フレール 商会 Marret Freres, Paris	帝室会計審 査局長官齊 藤桃太郎	請求書	ダイヤモンド装填 胸飾など3点	14750円7銭5厘 (39150フラン)	①
明治43	1910	7	9	手袋商ガン・ペラン Gant Perrin, Paris	安達鏡子	代金受領証	手袋12組、箱	73フラン 40サンチーム	②
明治44	1911	6	7	手袋商ガン・ペラン Gant Perrin, Paris	皇后宮主事 渡辺直達代 安達鏡子	代金受領証	手袋36組、箱	407フラン 90サンチーム	③
明治44	1911	7	22	宝石商・マレ・フレール 商会 Marret Freres, Paris	皇后宮主事 渡辺直達代 安達鏡子	代金受領証	手持眼鏡(菊花16 弁、表裏を宝石で飾 填)、白金製長鎖1連 (136cm、ダイヤモ ンドやエメラルド を飾嵌)、白金製手 持眼鏡(リール形葉 型の宝石装飾)	5345円43銭4厘 (13607フラン50サ ンチーム)	③
明治45	1912	5	21	洋服店ウォルス Walles, Paris	横浜飯田貿 易店	明細書	ガーデンパーティー 用のドレス2着	2361フラン	④
大正1	1912	9	30	石井菊次郎	香川敬三	書翰	真珠頸環、サファ イヤ入腕環、真珠5 個入腕環、プラチ ナ製鎖	40387円59銭7厘 (103600フラン)	⑥
大正元	1912	6	24	プランタン百貨店 Grands Magasins du Printemps laguionie, Paris	安達鏡子	代金受領証	印紙代、毛織物11 メートル	76フラン	⑤
大正元	1912	7	1	プランタン百貨店 Grands Magasins du Printemps laguionie, Paris	安達鏡子	代金受領証	白羅紗地代	34フラン	⑤
大正元	1912	7	3	プランタン百貨店 Grands Magasins du Printemps laguionie, Paris	安達鏡子	代金受領証	印紙代、各種紐	55フラン 90サンチーム	⑤
大正元	1912	7	6	手袋商ガン・ペラン Gant Perrin, Paris	安達鏡子	代金受領証	皮製手袋48組、絹 製手袋36組(御用 品、女官用)	411フラン 10サンチーム	⑤
大正元	1912	7	23	手袋商ガン・ペラン Gant Perrin, Paris	安達鏡子	代金受領証	紺ビロード 5メー トル(御用)、絹15 メートル(薄茶絹、 単色絹。富田・三 善分含むか)	130フラン 10サンチーム	⑤
大正元	1912	8	24	オーグスト・モレル Auguste Morel, Paris	安達鏡子	代金受領証	貝細工品代および 修繕代、たぼじめ (ヘアピン)	104フラン 25サンチーム	⑤
大正元	1912	9	18	宝石商・マレ・フレール 商会 Marret Freres, Paris	安達鏡子	代金受領証	帽子ピン2個	270フラン	⑤

出典:①帝室会計審査局「宮廷内費 御費・皇后宮費一」24817-1、②同「宮廷内費 御費・皇后宮費二」24817-2、③同「宮廷内費 御費・皇后宮費二」24818-2、④皇后宮職「重要雑録二」24766-2、⑤同「宮廷内費 御費・皇后宮費一」24819-1(以上、宮内公文書館蔵)、⑥「香川家史料」17447,17448

註 表中の()は筆者補注。

の明細書が附属している（口絵4）。

史料三一― パリ・ウォルス店の明細書（明治四十五年（一九一二年）五月二十一日付、皇后宮職「明治四十四年 重要雑録二」宮内公文書館蔵、識別番号二四七六六一―）

WALLLES

19, Rue Scribe

Paris le 21 Mai 1912.

Messrs Iida & Co.

81 Yamashitacho, Yokohama

1912

April 30	1	robe garden party taffetas de suiez & marquisette	
		lanche broderie soie & perles	1,200
	1	robe de garden party braitienne glacee & mousseline	
		soie bleue brodee glycine & perles	1,100
		caisse & emballage sans zinc	10 50
		fret suivant count Nippon Yusen Kaisha	50 50
			2,361

フランス・パリの洋服店ウォルス（スクリブ通り一九番地）製のドレス二着の明細書である。一着がガーデン・パーティー用のドレス（通常服、ヴィジティング・ドレス）で代金二二〇〇フラン（約四五〇円）、スエズ・タフタ、マーキゼット、白絹の刺繍、ビーズ等と材質や製法が記されている。もう一着もガーデン・パーティー用のドレス（通常服）で代金一一〇〇フラン（約四一四円）、光沢ある生地、絹モスリン、藤の刺繍、ビーズ等と記されている。包装と輸送料を含めると代金は二三六一フランであった。

このウォルス製ドレスの購入は、以下の点で興味深い。まず、時期的に考えて皇后として購入、着用した最後のパリ製ドレスの可能性が高いとい

う点である（七月三十日に明治天皇が崩御）。また国産奨励を謳う一方で、最後まで欧州最新の流行採り入れを怠らなかつた宮内省、とりわけ皇后の洋装担当者である香川志保子や北島以登子らのバランス感覚を示しているように思われる（ただし、北島は同年三月二十日に他界）。更に、ウォルス製の絹モスリン、藤の刺繍と真珠が鏤められたドレスといえは、現在、杉野学園衣裳博物館が所蔵する皇后から志保子に下賜されたという通常礼服が思い浮かぶ³⁹。同館蔵の通常礼服にも本明細と同じ住所を記したウォルスのタグがインナーベルトにあり、形状等から判断しても、本明細中の後者のドレスと一致する可能性が高いと思われる。通常服と通常礼服という違いはあるが、元々はガーデン・パーティー用のドレスとして納品され、それが通常礼服として着用された、または後年そのように用途が言い伝えられた、という可能性も考えられよう（実際に同館蔵の通常礼服は後ろ裾をやや曳く形状である⁴⁰）。ただ、早急な結論は避け、本稿では可能性の指摘に留めておきたい。

最後に、同年七月三十日の明治天皇の崩御を受け、皇太后宮職がその後の予算の見通しを記したと思われる書付を見ておこう。「香川家史料」に含まれるもので、宮内省野紙の綴りに大正元年度の残り五か月分と同二年度の予算見込額が記されている。

史料三一― 皇太后宮職予算見込額調（大正元年度七月三十日以後五ヶ月分）（「香川家史料」一七四五〇）

大正元年度七月三十日以後五ヶ月分

皇太后宮職予算見込額調

内経済

一金七万七千五百円 皇太后宮費
内

金貳万七千五百円 御内儀用

但御費御内儀用半額ノ月割五ヶ月分

金五万円 御料用費及贈物月割五ヶ月分

分派会計

一金拾万式千參百五拾五円五拾壹錢 御服用度費

但シ皇后宮費御服用度費七月三十日現在ノ残額ナリ、尤モ此

内金四万円ハ仮出シアリ

大正二年度以降

皇太后宮職予算見込額調

内経済

一金拾八万六千円 皇太后宮費

内

金六万六千円 御内儀用

但シ御費御内儀用ノ半額差上切ノ分

金拾貳万円 御料用費及贈物

分派会計

一金拾二万円 御服用度費

但シ別ニ

御在所ヲ立テサセラレタル上ハ右ノ外供御費、御内宴費、賜饌費、

贈物食品費、庖厨費、皇太后宮宮殿装設費及皇太后宮職庁舎費ヲ

要スヘク候

（皇室予算のうち、内経済（皇太后宮費）と常用部・分派会計の見込額が明記された興味深い史料である。大正元年度（五か月分）は、内経済（皇太后宮費）が七万七五〇〇円、分派会計の御服用度費が一〇万二三五五円五一錢であり、後者から既述の石井菊次郎に委託した「皇太后陛下御買上品」（真珠頸環等）約四万円が仮支出されたことがわかる。また、元年度予算を踏襲したものであるが、同二年度の予算見込額が内経済（皇太后宮費）一八万六〇〇〇円、分派会計・御服用度費が一二万円と明記されており、恐らくこの時点では、欧州発注を含めたドレスや洋装品、宝飾品等の購入を想定していたと考えられる。

明治天皇の崩御後、皇太后宮職は御喪服や黒ベール等を大島万吉に発注

し、それらは十ノ十一月に納品された⁽⁴¹⁾。またマダム・クリンゲン（麻布新龍土町）で御帽子を購入するなど、従前と同様に御服や洋装品を揃える動きを見せている。そうした皇太后宮職の動向からは、写経に精進し、自らの大礼服、宝飾品等を貞明皇后や内親王へ引き継ぐなど、今生での整理をつけるかのような日々を送る昭憲皇太后の意向とは別に、欧州での御用品購入が継続されたように思われるが、史料的な制約もあり、現時点では推測に留まらざるを得ない。

おわりに

本稿では、香川家及び皇后宮職の関係史料を中心に、明治十九〜二十年と同四十三〜五年における皇后御用品の欧州発注等の様相を見てきた。

明治十九年七月、青木周蔵妻エリザベートを通じた欧州発注は二度行われ、二度目に大礼服やダイヤモンド・ティアラ等が発注された。そして、翌年の朝拝で必要となる大礼服や宝飾品等を急ぎ納品させ、日本へ廻送したのである。従来、その注文内容は新聞記事等の断片的な情報に依拠せざるを得なかったが、新史料「明治十九年 外国へ御注文 御洋服并附属品書類 附往復書」によって、大礼服一着、空色服以下十一着のドレス、イヴニングコート一着、宝冠一個、ネックレス三本、金製腕輪四個等の品目や代金等が明らかになった。

また、明治十九〜二十年の三宮八重野と香川志保子による御用品購入は、実はフランス・パリだけでなくイギリス・ロンドンやドイツ・ベルリンでも行われていた。あくまでパリが中心であったろうが、購入先のバランスが図られていたのである。更に素材を持参しての宝飾品の制作、ドイツ発注の「御服上等之分」のパリでの調製等、洋装化初期の御用品購入をめぐる様々な動きも確認することができた。

いずれも、取り急ぎ大礼服を始めとする皇后のドレスや洋装品を欧州製で一揃い準備しようという政府や皇后宮職の意向によるものであったろう。しかし、その後は国産奨励の思召もあり、（服地のみ日本製か、或い

は縫製や刺繍まで日本の職人が行うか、といった問題はあろうが）日本製のドレスや洋装品が増えていったと考えられる。御用品中の日本製と欧州製の割合に関しては不明な点が多いが、明治四十三～五年の皇后宮職の関係史料を見ると、宝飾品や手袋、通常服（通常礼服）等がパリで購入されていたことがわかる。明治二十～三十年代の動向が不詳のため推測にたざるを得ないが、日本製の洋装品が増えたこともあり、品目を絞って欧州製が購入されるようになったのではなからうか。そして明治末年には、国際関係の変化もあり、洋装化初期のようにベルリンやロンドン等の各所からではなく、「世界一ハ仏国」と謳われたファッションの先進地、フランス・パリに重点をおいた御用品購入が行われたと考えられる。

ただ現時点では、皇后御用品の関係史料が残る年代の状況からの推測に留まっている。その全容把握のためにも、更なる史料調査を期したい。

註

(1) 多木浩二『天皇の肖像』（岩波新書、平成十年）、『明治天皇の御肖像』

（明治神宮、平成十年）、原武史『可視化された帝国 近代日本の行

幸啓』（みすず書房、平成十三年）、若桑みどり『皇后の肖像 昭憲

皇太后の表象と女性の国民化』（筑摩書房、平成十三年）、『王家の

肖像—明治皇室アルバムの始まり』（神奈川県立歴史博物館、平成

十三年）、片野真佐子『皇后の近代』（講談社、平成十五年）、塩谷

純・増野恵子・恵美千鶴子『近代皇室イメージの創出』（吉川弘文館、

平成二十九年）、長佐古美奈子『宮中晩餐会の歴史的考察 その（二）

—明治三二年大日本帝国憲法発布式の諸様相』（『学習院大学史料館

紀要』第二七号、令和三年）等。

(2) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲制の

導入—』（吉川弘文館、平成三年）、上野秀治『香川敬三が見た明治

宮廷の欧風化』（『皇學館大学史料編纂所報』第二一八号、平成二十

年）、植木淑子『昭憲皇太后と洋装』（『明治聖徳記念学会紀要』第

五〇号、平成二十五年）、今泉宜子『明治日本のナイチンゲールたち』

（扶桑社、平成二十六年）、裕居宏枝『昭憲皇后の大礼服発注をめぐ

る対独外交』（『人間文化創成科学論叢』第一八号、平成二十八年）、

長佐古美奈子『宮中晩餐会の歴史的考察』一～四（『学習院大学史

料館紀要』第二六～九号、令和二～五年）、同『明治の皇后の洋装化』

（『プロイセン気質の日本人—明治の外交官—青木周蔵の横顔—』久

米美術館、令和四年）、同『昭憲皇太后を支えた父娘—香川敬三・

志保子史料の紹介—』（『神園』第三〇号、令和五年）、石井裕・梅

田優歩『香川志保子の小松宮欧州巡行同行について』（『学習院大学

史料館紀要』第二八号、令和四年）、『華麗なる明治—宮廷文化のエッ

センス—』（茨城県立歴史館特別展図録、令和四年）、モニカ・ペー

テ『ベルリンに発注された皇后の大礼服と明治の宮廷衣裳—現地の

新聞記事に見るドイツの視点—』（『神園』第二七号、令和四年）、

吉原康和『明治のドレス』（株式会社G B、令和四年）、深井晃子『幻

の大礼服 ジャン・フィリップ・ウォルトの回想』（『神園』第二九号、

令和五年）、拙稿『宮内省時代の香川志保子—明治三十三年皇太子

御婚儀を中心に—』（『学習院大学史料館紀要』第二九号、令和五年）、

同『昭憲皇太后の洋装と香川志保子—「香川家史料」を中心に—』（『神

園』第三〇号、令和五年）等。

(3) 近年、上野秀治『欧州留学中の香川志保子宛父香川敬三書簡』一～

四（『学習院大学史料館紀要』第二六～九号、令和二～五年）、前掲『華

麗なる明治』二二七～二三一、二三七～九頁（翻刻掲載）、梅田優歩

『香川志保子滯英日記』（『皇學館史学』第三六号、令和三年）、同『香

川志保子欧州巡行日記』一・二（『皇學館史学』第三七・三八号、令和四

五年）等によって「香川家史料」の翻刻が進んでいる。

(4) 『美の継承—昭憲皇太后大礼服の物語』（昭憲皇太后大礼服研究修復

復元プロジェクト実行委員会発行パンフレット、令和二年）等。

(5) 明治期の女子宮廷服に関する主な服飾研究は、徳永幾久・山水き

ぬ・石山和子『明治三〇年代に着用された一大礼服の研究 上杉兼

子夫人の大礼服について』（『米沢短期女子大学紀要』第三号、昭和

- 四十三年、三二（六四頁）、諸井くみ子・桜井光美「六角子爵夫人着用の社交・儀礼服」〔『風俗』第一二巻第三号、昭和四十九年五月、四四（六五頁）、久保房子『宮廷衣装』（毎日新聞社、昭和五十二年）、原のぶ子監修、久保房子・小沢昭子・林八重子共著』女子宮廷服と構成技法 洋服篇』（衣生活研究会、昭和五十六年）、植木淑子「明治天皇の皇后の洋服について―ピンク地羽根文様御中礼服」〔『日本服飾学会誌』第一八号、平成十一年、四七（五四頁）等を参照。NHK・BSプレミアム「ロイヤル・ミステリー 皇后のドレスの謎」（令和四年三月十八日放送）等。
- (6) 「香川家史料」一五五―一六一（学習院大学史料館蔵）。
- (7) 表1の1―4のマックス・エンゲルへの支払が三〇マルク、ブラツシュ&ローテンスタイン（運搬費等）への支払がニマルク、実際の請求金額より逆為替の記載金額が多いのではないかと、との指摘が宮内省内蔵寮からベルリンの小松原英太郎臨時代理公使になされたが（明治二十年五月二日）、結局、違算のまま精算している（〔注文〕）。
- (8) 明治十九年七月三十一日付香川志保子宛敬三書翰（『香川家史料』四五七〇）。後年の談話だが、宮内省御用の宮廷服裁縫業者となつた大島万吉（麹町区内幸町）は、明治十九年（七月か）に伊藤梅子の体格を参考に皇后のドレスを、翌八月に室町清子、高倉寿子のドレスを調製して以来、「御服所」を賜つて五名の技手が日々出勤している、と述べている（『日本実業新報』第一六二号、大正元年九月、一九頁）。大島の下で働く女職人松本のぶが皇后や女官のドレスを仕立てたともい（中山千代『日本婦人洋服史』吉川弘文館、昭和六十二年、三三七頁）、皇后最初のドレス（通常礼服）を調製した「本邦人」とは、大島を指す可能性が考えられる。
- (9) 前掲『華麗なる明治』四八頁。
- (10) 「香川家史料」二〇八七六、前掲坂本著書一九七頁。
- (11) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一（塙書房、昭和四十八年、七二頁）、前掲裕居論文四二頁。
- (12) 前掲拙稿「昭憲皇太后の洋装と香川志保子」三二頁。
- (13) レオンハルト&ワイエルゲル商店に関しては、前年に伊藤博文が青木を通じて妻梅子の「金岡石入婦人粧飾具」を購入した実績があった（前掲『プロイセン気質の日本人』二二七頁、前掲裕居論文四〇頁）。
- (14) 前掲裕居論文四二（三頁）、前掲ベートン論文一五四（六頁）。
- (15) 明治十九年十月十四日付香川敬三宛志保子書翰（『香川家史料』一〇一〇九）、『谷千城遺稿』上巻（靖献社、大正元年、五六八（九、五八五頁）、前掲裕居論文四三頁、『華麗なる明治』四九（五〇頁）。ただし、志保子書翰に「〔皇后の〕外ニ女官二人ノ分、花松之典侍〔千種任子〕等ナリト申事也」とあるが、女官分の発注は室町清子と高倉寿子である。
- (16) 明治十九年十月四日付香川敬三宛志保子書翰（『香川家史料』一〇一四一）。
- (17) 前掲『明治のドレス』五〇（五頁）。
- (18) 前掲ベートン論文一五四（六頁）。
- (19) 明治二十年一月六日付香川志保子宛敬三書翰（『香川家史料』七八六一）。
- (20) メアリー・フレイザー著、ヒュー・コータツツイ編、横山俊夫訳『英國公使夫人の見た明治日本』（淡交社、昭和六十三年、四〇、一一二頁）
- (21) 前掲『華麗なる明治』六八（七三、七九（八二頁）。
- (22) 前掲『華麗なる明治』五〇、二二九（二三〇頁）、前掲「香川志保子の小松宮欧州巡行同行について」二六（三三頁）。
- (23) イギリスの日本公使館員は「奇妙ナ人達」が多いとの文言は、どうやら三宮夫妻、特に八重野がヴィクトリア女王に謁見することを「日本の国体に関わる」として阻止しようとした件を指すようで、志保子は敬三への書翰で、公使館員らの三宮への礼を失した振る舞いに強い憤りを感じた旨を伝えている（明治十九年十一月二十五日付香川敬三宛志保子書翰、「香川家史料」一〇一五八）。
- (24) ロンドンの貿易商社「ベリック・ブラザー商会」（一八六八年設立）は、
- (25)

- 当時、ジョージ、ジョセフのベリック兄弟が横浜五十六番館で営業していた（佐々木茂市編『日本絵入商人録』私家版、明治十九年）。
- (26) 明治十九年十二月三日付香川敬三宛志保子書翰（「香川家史料」一〇一二八）。また同時期、志保子は、敬三が依頼した須磨子の「御洋服」を小松宮妃と同じ店で仕立てるにはあまりに高価であり、ご依頼の三百円ではとても無理だと八重野が言うので、先日購入した洋服地を用いて私の行きつけの仕立屋で制作し、帽子はパリで購入しようと思う、と敬三に伝えている（明治十九年十一月二十七日付、十二月十三日付香川敬三宛志保子書翰、「香川家史料」一〇一〇五、一〇一〇一）。
- (27) 明治十九年十二月十五日付香川志保子宛敬三書翰（「香川家史料」一〇一四）。
- (28) 明治十九年十二月十九日付、同二十年一月二日付香川志保子宛敬三書翰（「香川家史料」一〇一六一、一〇一〇一）。
- (29) 明治十九年十二月二十八日付香川志保子宛敬三書翰（「香川家史料」一〇一三九）。なお、この時購入した御服は通常服（ヴィジティング・ドレス）と思われる（前掲「香川志保子の小松宮欧州巡行同行について」三〇頁）。
- (30) 明治二十年一月七日付香川志保子宛敬三書翰（「香川家史料」一〇一三九）。
- (31) 史料二―三には、他に三宮が久宮静子内親王の御用品をアメリカで購入し、サンフランシスコから送ったと書かれている。当時、久宮養育主任を敬三が務めていたが、同年四月四日に久宮は薨去した。
- (32) 明治二十年五月十五日付香川敬三宛三宮義胤書翰（「香川家史料」一〇一九二）。
- (33) 志保子の日記をみると、六月六日に三宮に呼ばれ、日本から依頼された飾物と金子の件について相談を受け、同十六日に小遣い千円を受領している（「香川家史料」一五四二三）。その内容から六月六日に近い時期と思われる敬三宛の書翰では、三宮に依頼した「星形髪飾云々」は資金余剰の状況を見て購入の判断をすると伝えているが（「香川家史料」一〇一五六）、志保子の日記には、七月二十三日に三宮八重野と共に「ダアモンド」の購入に出かけた、という記述がある（前掲「香川家史料」一五四二三）。
- (34) 「香川家史料」一〇一四二。
- (35) 志保子の日記では、帰国前のパリでショッピングに出かけた記事が散見されるが（九月十二、十五、十六、十九、二十三、二十四日条、前掲「香川家史料」一五四二三）、記載された情報が少なく、御用品購入可否かの判断はできない。
- (36) 皇后宮職「自明治四十一年至明治四十五年 会計予算決算録」（宮内公文書館蔵、識別番号二七四五〇）。
- (37) 「香川家史料」一七四四七。
- (38) 前掲「昭憲皇太后の洋装と香川志保子」一八頁。
- (39) 前掲「香川志保子の小松宮欧州巡行同行について」三〇頁、前掲「明治のドレス」四六〜七頁。なお、前掲『華麗なる明治』五〇頁では、ウォルスとウォルトを混同して誤記している。
- (40) 本明細と杉野学園衣裳博物館所蔵の通常礼服との関係については、同館学芸員倉鋪アキ子氏からご教示を賜った。
- (41) 帝室会計審査局「宮廷内費 御費・皇后宮費二」（宮内公文書館蔵、識別番号二四八一九一）、前掲『日本実業新報』第一六二号、一九頁。
- (42) マダム・クリンゲンは、明治三十九年に東京で開業したオランダ人経営の洋服店である（前掲『日本婦人洋服史』三一―三頁）。同店から香川敬三妻須磨子へ出された書翰（年不詳一月五日付、「香川家史料」一五四七二）も伝来し、春物の洋服地についてどのような柄や色合いが日本の奥様方によるしいか助言がほしい、近日中に見本を持参させる、「銀飾之夜会服鮮麗なる品」を取り寄せたので何かの節に宮様方へご披露を、とある。須磨子への書翰ではあるが、後発の洋服店として宮中に顔のきく香川敬三や志保子のネットワークの力を借りようとしたものであろう。実際に、明治四十四年度には帽

子針、御頸飾、ブローチ、御服飾紐、帽子、帽子用羽根、束髪櫛、
頭髪用留針、同蝶形等の皇后御用品が同店で購入されており(前掲
「明治四十四年 宮廷内費 御費・皇后宮費一」)、御用達の一角に
見事に食い込んでいる。

(43) 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』下巻(吉川弘文館、平成二十六年)
大正元年十一月三十日条(六三九頁)等。

(44) 前掲「香川家史料」一〇一〇九。

本稿執筆に際し、香川擴一氏、香川和敬氏、香川雅隆氏、皇學館大学名誉
教授上野秀治氏、元化学園大学教授植木淑子氏、杉野学園衣装博物館館
長安部智子氏、同館学芸員倉鋪アキ子氏、学習院大学教授千葉功氏、学習
院大学史料館学芸員長佐古美奈子氏、同梅田優歩氏、松戸市戸定歴史館の
村上瑞木氏に多大なご助力を賜りました。末筆ながら、記して謝意を表し
ます。

本研究は「SPS科研費」P20K00175の助成を受けたものです。